

IFRIC がカスタマー・ロイヤルティ制度および最低積立要件に関する新解釈指針を公表

IFRIC 第 13 号—カスタマー・ロイヤルティ・プログラムの会計処理

カスタマー・ロイヤルティ・プログラムは広く普及しています。小売業、航空会社、ホテル、通信会社および類似する企業は総じて顧客ロイヤリティを獲得するために顧客にインセンティブを付与しています。プログラムの数に匹敵するほど、様々な会計処理が行われています。国際財務報告解釈指針委員会 (IFRIC) 解釈指針書第 13 号「カスタマー・ロイヤルティ・プログラム」(IFRIC 第 13 号) は、カスタマー・ロイヤルティ制度の会計処理に首尾一貫性を持たせることを目的として公表されました。当解釈指針書は、顧客に販売取引の一環として特典を付与するすべての企業に適用されます。

IFRIC 第 13 号による影響

顧客が商品またはサービスを購入した際に、当該顧客に対してロイヤルティ・インセンティブ (賞品クレジット) を付与する場合、この取引は複合契約として処理されます。この取引において売り手が獲得する収益は最終的に 2 つの要素、すなわち商品またはサービスと賞品クレジット (公正価値) に割り当てられます。賞品クレジットに割り当てられた収益は繰り延べられ、賞品クレジットが使用された場合にのみ認識されます。

では、これは賞品クレジットを付与する側にとってどのような意味を持つでしょうか？ 売り手は、賞品クレジットの公正価値 (これは通常顧客が受取ることになる公正価値に基づく) を決定し、交換される賞品の予想数量を見積ります。この方法で見積られた収益の公正価値は繰り延べられます。売り手は、詳細な顧客データを管理して予想される交換の水準を見積り、この見積りを常にアップデートしておく必要があります。賞品クレジット付与後に交換される賞品の見積りが変更された場合には、繰延収益を認識する際のレートに影響を及ぼしますが、繰延収益の金額は修正されません。

企業は当プログラムにおける第一次的債務者となる場合、あるいは当プログラムを運営する第三者の代理人となる場合があります。企業が当プログラム参加者による賞品の要求に対してその債務を履行する義務を負う場合には、企業は第一次的債務者であり、その会計処理は上記のモデルに従って行われます。企業が賞品ポイントについて第三者に支払いを行う場合には、企業は第三者の代理人であり、賞品の要求に対してその債務を履行する義務は第三者が負うことになります。第三者の代理人となる場合は、手数料収入を認識することになります。この手数料収入については以下に示すとおりです。

- インセンティブに配分された対価と第三者へ支払うべき金額との差額である
- 第三者が賞品を提供する義務およびその対価を受取る権利が発生するまでこれを繰り延べる

企業に損失が予想される場合、どうなるでしょうか？ 賞品クレジットが付与されると、企業はその後の商品販売において利益が減少する可能性があります。しかしながら、利益の減少により損失が発生しないならば、利益の減少に対して引当金を計上することは認められません。一方、賞品クレジットを利用したその後の商品の販売で損失が予想されるならば、当該賞品クレジット契約は損失契約 (onerous contract) として会計処理され、引当金が計上されます。

IFRIC 第 13 号は 2008 年 7 月 1 日以降に開始する事業年度から適用されます。早期適用は許容されますが、その場合は開示する必要があります。適用までに長い期間を設けているのは、企業がインセンティブの公正価値を評価するために、必要な重要金額のデータを照合できるようにするためです。また IFRIC 第 13 号による影響について、比較財務情報を修正再表示する必要があります。

PwC の IFRS リテール & コンシューマー・インダストリー・アカウントティング・グループは、IFRIC 第 13 号の要旨を公表し、この中で小売・一般消費部門における当解釈基準書の適用に関する実例を示しています。詳しい情報は katie.woods@uk.pwc.com までお問い合わせください。

IFRIC 第 14 号、IAS 第 19 号—確定給付資産の制限、最低積立要件およびそれらの相互関係

確定給付年金会計は、概して経験の浅い会計士あるいは不慣れな人が担当する分野として推奨されません。一般に確定給付年金会計は会計の中でも複雑な領域とされており、専門家の助言を受けることが推奨されます。IAS 第 19 号の中で最も複雑な問題は、おそらく資産の制限の適用でしょう。IFRIC 第 14 号はこの領域に関していくつかの明確な原則を提供しています。しかしながら、この問題は法律、年金数理、および会計の問題が相互に関連しているため、その適用は簡単ではないでしょう。法的な問題は多くの場合、国ごとに異なると考えられ、労働法、年金受給者の法的保護、および年金受託者の権利・義務について理解することが極めて重要です。

確定給付年金制度において、制度資産が制度負債を上回る場合、年金資産が発生する可能性があります。IAS 第 19 号第 58 項は事業主に対し、剰余部分についてその回収可能性について検討するよう要求していますが、これは単なる計算上の練習問題ではありません。企業において、将来の拠出の減少あるいは返還による利用可能な経済的便益が必要です。7月に公表された IFRIC 第 14 号は、この資産の制限に関するテストに注目し、法的債務、契約債務あるいは推定的債務との相互関係を検討しています。この債務は「最低積立要件」(MFR)と呼ばれています。

IFRIC 第 14 号による影響

事業主が、剰余金を返還として利用可能となるためには、制度の存続期間中あるいは制度の終了に際して、無条件の返還権を有する必要があります。制度が終了するケースには、すべての受益者に全額の支払いが終了するまで段階的に返還される場合、もしくは一度に制度が清算される場合があります。返還として利用できる権利の有無は、制度運営者(受託者)または規制当局が、剰余金の返還を阻止する権限、あるいは事業主の同意なしに剰余金を別の方法で利用する権限を有するかどうかによって依存します。

段階的終了にあたり当該制度に残存する剰余金を事業主が無条件に利用できる場合、年金制度会計は IFRIC 第 14 号による影響を受けません。事業主は、当該剰余金をその発生理由にかかわらず前払いとして認識し、未認識の年金数理損益および過去勤務費用の調整を行います。

事業主は拠出の減少として利用可能な経済的便益を測定する必要があります。拠出の減少の価値は(MFRがない場合)、「制度の存続期間と企業の存続期間」のいずれか短い方の勤務費用(将来発生する便益に対して事業主にかかる IAS 第 19 号の費用)の現在価値とみなされます。

最低積立要件は、過去勤務に対する拠出と将来勤務に対する拠出とに区別しなければなりません。拠出の減少の価値は、勤務費用と将来の勤務にかかる MFR 拠出額の差額の現在価値であり(MFR 剰余金の減少を可能にする)、同様に制度あるいは企業の存続期間を考慮します。

IAS 第 19 号の剰余金が利用可能(拠出の減少としての利用か返還としての利用かは問わない)な経済的便益を超える場合、この超過部分は回収不能です。これは資産として認識しません。しかしながら、これは偶発資産の可能性があるので、経済的便益の流入が見込まれる場合にはこの事実を開示しなければなりません。

MFR の不足が生じている場合(すなわち、過去勤務に対して要求される MFR 拠出額)、損失契約となる可能性があります。通常制度への拠出を行う事業主は一定の資産、すなわち現金と引き換えに制度資産を入手します。しかしながら、拠出により回収不能な剰余金が発生あるいは増加する場合、事業主は当該拠出の全額を受取りません。回収不能な拠出を行う義務は、したがって損失契約となります。その影響は、現金支払時ではなく、当該支払義務発生時に認識します。

回収不能の剰余金を有する制度において MFR が存在する場合、IAS 第 19 号の会計処理が極めて複雑になる可能性があります。ある制度が年金数理損益を即時認識しており、現在 100 の不足が生じているとします。この制度は過去勤務に対する予定 MFR 拠出が 120 あります。この場合、MFR 拠出を差し引いた残りの 20 は利用可能でしょうか? この制度が剰余金について無条件の返還がなく、また MFR により拠出の減少が不可能な場合には、この 20 は回収できません。したがって、事業主は追加負債 20 を認識し、この結果貸借対照表の負債が 120 に増加します。

この追加費用 20 は、年金数理損益と同じ方法で認識することになります。IFRIC 第 14 号の MFR による影響で生じる調整は、すべて認識損益計算書(SoRIE)(事業主が年金数理損益に関して SoRIE アプローチを採っている場合)あるいは損益計算書(企業が回廊アプローチおよびその他の遅延認識アプローチを採っている場合)で認識します。

IFRIC 第 14 号は 2008 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度に適用されます(早期適用は許容されます)。企業は、雇用後給付制度の積立額に剰余金が存在する場合あるいは MFR により剰余金が生じる可能性がある場合には、IFRIC 第 14 号を早期適用する意図がない場合でも、これらの問題について早期に検討を開始することが望まれます。

図 A

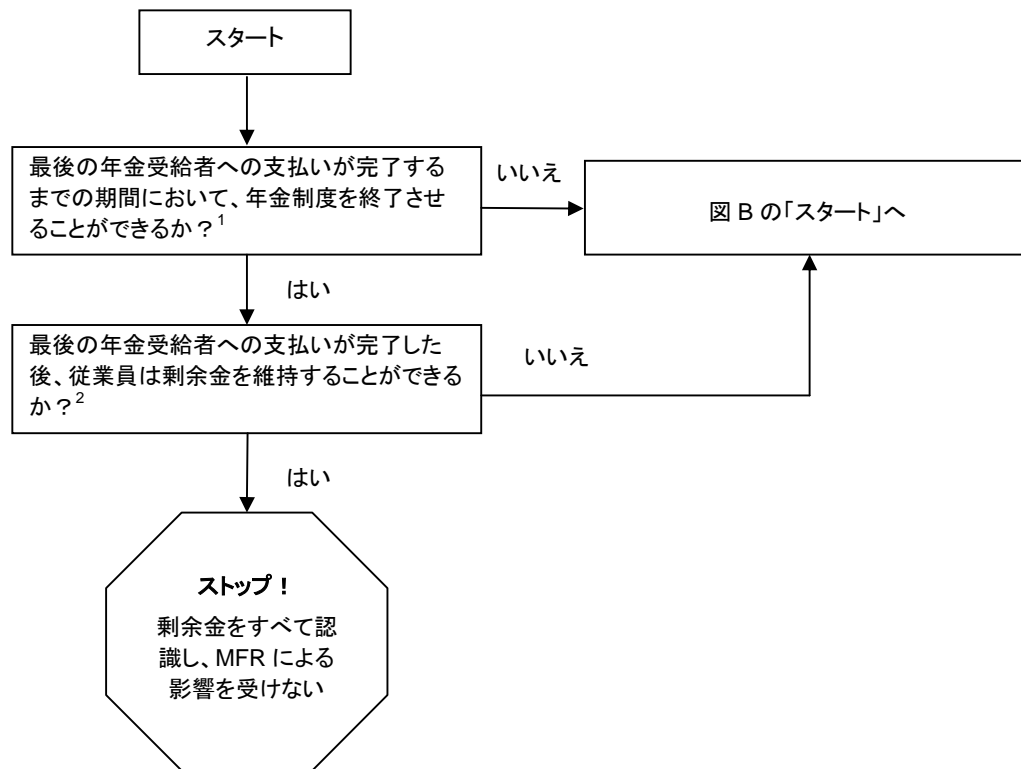


図 A の説明

1. これは規制当局などの第三者が、制度の終了に立入ることができないことを意味します。また、年金受託者あるいは年金制度加入者は、制度を終了させるなどの不利な権限を有することはできません。
2. 事業主が剰余金を利用するにあたっては第三者の同意は要求されません。例えば、剰余金を事業主に移転することについて年金受託者の同意が要求される場合、あるいは剰余金が慈善団体に寄付される場合には、この規準は満たされません。

図 B

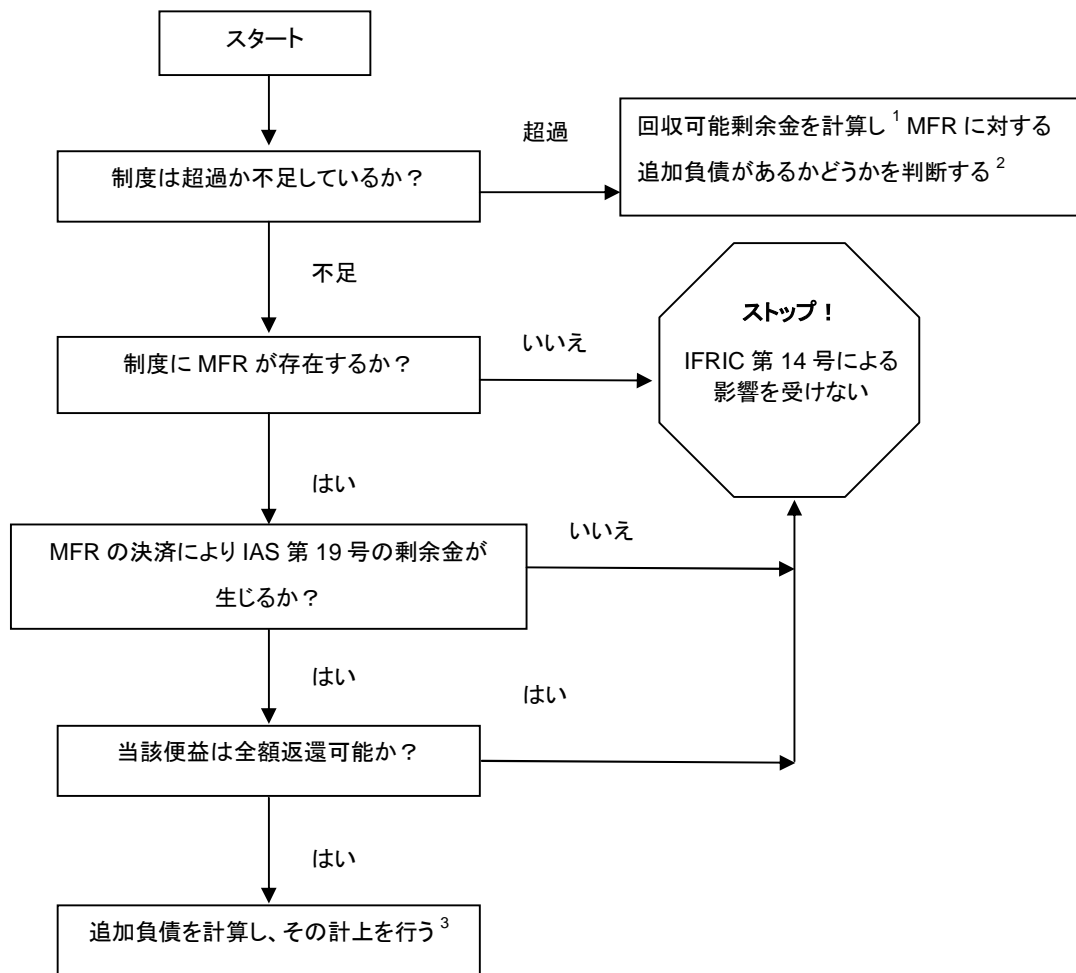


図 B の説明

1. 剰余金の一部はその他の当事者による利用に割り当てられる可能性があります。例えば、年金受託者が基金の 40%を自由裁量の便益として利用する権利を有する場合があります。この場合、割り当てられた金額だけ剰余金を減少させなければなりません。残部(割り当てがない場合には全額)は、返還あるいは将来の拠出の減少により回収可能かどうかを判断するために評価される可能性があります。

例えば、現在から制度終了予定日までの期間において、ある返還が利用可能であるとします。この返還は、決済費用を考慮して決定されなければなりません。将来の拠出の減少として利用可能な剰余金は、IAS 第 19 号の勤務費用から最低積立要件の勤務費用を控除し(この場合、最低金額はゼロであり、負になることはない)、これに報告日における最低積立要件の超過額を加算した金額です。

2. 企業は、報告日における最低積立金額の不足額を補填するために、最低積立要件に基づき拠出義務を負う可能性があります。事業主が将来の返還として利用できない拠出額は、追加負債として認識します。将来の拠出の不足額の現在価値を計算します。この金額が上記 1 に基づいて計算した資産の制限を超過する IAS 第 19 号の剰余金部分に該当する場合、これを追加負債として計上します。
3. 上記 2 に従って計算します。

お問合せ:

あらた監査法人(広報)

〒108-0014

東京都港区芝浦4丁目2-8

住友不動産三田ツインビル東館13階

電話:03-6858-0179(直通)

メールアドレス: aratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 149ヶ国 771 の都市に 14 万人以上のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwCのメンバーファームとして、会計及び監査においてPwCの手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwCのグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質の監査を提供していきます。

© 2007 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved.

'PricewaterhouseCoopers' refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the other member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.